

# 厚生労働省平成19年度予算概算要求 における少子化対策の主な取組

昨年、我が国では総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来し、出生数と合計特殊出生率いずれも過去最低を記録した。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題であるため、出生率の低下傾向の反転に向け、「子ども・子育て応援プラン」や「新しい少子化対策について」（平成18年6月少子化社会対策会議決定）を踏まえ、少子化対策を総合的に推進する。

## 1 若者の自立とたくましい子どもの育ち

- 年長フリーターに対する常用就職支援 26億円
  - ・年長フリーターに対する「再チャレンジ機会拡大プラン」の実施（新規）

「ジョブクラブ（就職クラブ）」方式でセミナー、経験交流、グループワーク等を実施することによる常用就職の支援や、フリーターとしての経験能力を適切に評価する手法の開発・普及、産業界と連携した就職支援等により、年長フリーターの常用就職を支援する。
  - ・「年長フリーター自立能力開発システム」の整備（新規）

年長フリーターの職業能力を判断するために企業実習を先行させる職業訓練システムの創設や、業界の求める採用条件に適応するための職業訓練コースを開発・実施する「年長フリーター自立能力開発システム」を整備する。
- 就職意識の度合いに対応した効果的な常用就職支援 46億円
  - ・ヤングワークプラザにおけるフリーター就職支援機能の強化

希望職種が明確になっていないフリーターを対象に、「常用就職実現プラン」を策定し、同プランに基づき、個別の求人開拓や職業相談等計画的できめ細かな就職支援を実施する。
  - ・フリーター常用就職支援事業の推進

全国のハローワークにおいて、「フリーター常用就職サポーター（仮称）」等の担当制による一貫した就職支援を実施する。
  - ・ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施

若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、職場定着を促進するための支援を行うとともに、各地域のジョブカフェが相互に連携を図りつつ就職支援を行うなど、若者の状況に応じたきめ細かな支援を実施する。

・フリーター等若者に対する農業就業支援

フリーター等若者に対し職業指導を通じて、農業で働くことについての意識の明確化を図るとともに、農業への就業を希望する者に対しては、情報提供や農業研修のあっせん等により農業への就業を支援する。

○ 実践的な能力開発の実施

137億円

・産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」の普及促進

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練の受講を促進するための体験講習や、実習先企業の開拓等企業や民間教育訓練機関の導入を促進することにより、実務・教育連結型人材育成システムの社会的定着を図る。

・若年者試行雇用事業の推進

フリーターや学卒未就職者等について、早期の常用雇用の実現を図るため、若年者試行雇用事業を推進する。

○ 地域若者サポートステーションの拡充強化

9.7億円

ニート等の若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションについて、メンタル面でのサポートが必要な若者に対してきめ細かい相談を行えるよう、専門支援体制の強化を図るとともに、箇所数を拡充する。

25か所 → 50か所

○ 「若者自立塾」事業の拡充

1.7億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業の拡充を図る。

25か所 → 40か所

○ 若者の自立支援に功績のある団体等に対する厚生労働大臣表彰等の支援（新規）

30百万円

若者が自立・チャレンジする機運を社会全体として高めるため、職業的自立の実現に顕著な功績が認められる企業、個人、団体に対し、厚生労働大臣表彰を行うとともに、表彰者等が意見交換を行うフォーラムを開催する。

○ 高校生向け就職ガイダンスの拡充

5億円

職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する講習を行う「就職ガイダンス」について、常用就職者とフリーターとの賃金や生活面での格差の実態等フリーター化の防止に資する内容を盛り込むなどの内容の再編を図るとともに、就職希望者が多い学校の希望者全員にガイダンスが実施できるよう対象者を拡充する。

- 若者向けキャリア・コンサルティングの普及促進 60百万円  
若者の職業キャリアの円滑な形成を促進するため、若者向けキャリア・コンサルタントに必要な能力要件についてニート等の自立も含めた課題にも対応できるよう見直しを行うとともに、若者支援施設の指導責任者に対するキャリア・コンサルタント研修等を実施する。
- 「実践型人材養成システム」の普及促進（新規） 3.8億円  
中小企業及び新規高卒者等に対し「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その成果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主等に対する支援措置を創設する。

## 2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

- (1) 子育てとの両立支援など仕事と生活の調和 120億円
  - 長時間労働の抑制等仕事と生活の調和を図るための労働時間法制の見直し（新規） 11億円  
長時間労働を是正するための取組を実施した中小企業事業主に対する助成措置を創設する。また、長時間労働を抑制するとともに、健康を確保しつつ能力を十分に発揮できるような働き方を選択できるようにするため、労働時間法制を見直す。
  - 労働時間等の設定の改善に向けた事業主による取組の促進 22億円  
労働時間が長い20歳代後半から30歳代の労働者の労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む中小企業団体等に対する支援を充実する。
  - 育児休業、子育て期の短時間勤務等の両立支援制度を利用しやすい職場風土づくりの推進 79億円  
両立支援制度を利用しやすい職場風土への改善に計画的に取り組む中小企業事業主に対する助成制度や、育児休業取得者に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度を創設する。また、代替要員を確保して育児休業を取得させる等の取組を行う事業主への助成措置の拡充を図る。
  - パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進 8.7億円
    - ・ 均衡ある処遇や能力開発の推進のための事業主への支援の充実  
中小企業事業主団体を通じ、事業主がパートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発を推進するための支援を充実するとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、パートタイム労働者と正社員との均衡確保対策を強化する。

・短時間正社員制度の導入促進

業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度の普及を図る。

(2) 女性の意欲・能力を活かした再就職・起業の実現 29億円

○ マザーズハローワークの機能強化とマザーズハローワークサービスの全国展開 22億円

マザーズハローワークにおいて、子育ての状況や職業上のブランクの長短等個々の事情に応じたきめ細かな職業相談・求人確保等を行うとともに、未設置県の主要なハローワークにおいても「マザーズサロン（仮称）」を設置して同様のサービスを展開し、子育てする女性等に対する就職支援の充実を図る。

○ 再チャレンジ女性の企業における活躍の場の拡大 5.1億円

出産・育児で離職した女性が再就職に向けた計画的な取組を行えるよう相談・助言を充実するとともに、再チャレンジのモデルとなるような企業のノウハウの収集・提供やインターンシップの導入等を行い、企業による再チャレンジ女性の積極的活用を促進する。

○ 女性の起業に対する支援の拡充 2.6億円

起業について総合的情報提供を行う専用サイトの運用を開始し、メンター（先輩の助言者）紹介サービスを拡充するとともに、子育てする女性が起業する場合、その要した費用の一部を助成する制度を活用した起業支援を推進する。

### 3 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

○ 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進 3.1億円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

### 4 子育ての新たな支え合いと連帯

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 782億円

○ 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業の充実  
(次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）) 440億円

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図る。

特に「新しい少子化対策について」を踏まえ、生後4か月までの全戸訪問の実施や病児・病後児保育の拡充を図るとともに、つどいの広場の早急な整備について重点的に取り組む。

(対象となる主な事業)

- ・つどいの広場事業
- ・生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・病児・病後児保育事業
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・延長保育促進事業
- ・育児支援家庭訪問事業

○ 地域子育て支援センターの整備 64億円

子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。

※ なお、つどいの広場及び地域子育て支援センターについては、両者を合わせて平成21年度までに6,000か所を整備するという現行のプランの目標を改め、10,000か所を早急に整備することを目指すこととし、平成19年度において現行の目標である6,000か所の整備を目指す。

○ 次世代育成支援対策に資する施設整備の充実

(次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)) 200億円

地域の実情に応じた保育所、児童養護施設等の整備が図られるよう、次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)の充実を図る。

(2) 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,853億円

○ 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 3,330億円

・民間保育所整備の充実

各市町村における整備計画に基づく民間保育所等の整備の充実を図る。

(次世代育成支援対策施設整備交付金(200億円)の内数)

・民間保育所運営費

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増を図る。

18年度	19年度
110.7万人	→ 115.2万人(4.5万人増)

○ 多様な保育サービスの提供 523億円

・延長保育の充実

通勤の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する民間保育所の延長保育を推進する。

(次世代育成支援対策交付金(440億円)の内数)

・病児・病後児保育の拡充

病児・病後児の保育のニーズの高まりに対応するため、個々の保育所における取組を推進し、病児・病後児保育の拡充を図る。

(次世代育成支援対策交付金(440億円)の内数)

・一時保育、特定保育等の充実

専業主婦等のための緊急・一時的な保育を行う一時保育、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育等を推進する。

(3) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の創設 190億円

「放課後児童クラブ」と文部科学省が実施するすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る。

○ 放課後児童クラブの必要な全小学校区への設置促進 190億円

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や適切な運営の確保等を図るため、ソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

14,100か所 → 20,000か所

(4) 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実 302億円

○ 小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり(新規) 30億円

多くの病院で小児科医・産科医が少数で勤務している結果、勤務環境が厳しくなっている状況などを踏まえ、小児科・産科医療体制の集約化・重点化を行うため、他科病床への医療機能の変更等に係る整備などを行う場合に、支援を行う。

○ 小児救急電話相談事業の充実強化等、小児救急医療体制の更なる整備 36億円

小児救急電話相談事業(#8000)の充実・普及や小児救急医療施設の夜間における診療体制の充実を図るなど小児救急医療体制の更なる整備を図る。

○ 不妊治療に対する支援

「体外受精・顕微授精を対象に年度10万円・通算5年」としている現行助成制度の「年度10万円」を「年度20万円」に拡大するとともに、所得制限の緩和を図る。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)(52億円)の内数)

(5) 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 799億円

○ 虐待を受けた子ども等への支援の強化 778億円

・発生予防対策の充実

新たに、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業を実施するなど発生予防対策の充実を図る。

(次世代育成支援対策交付金(440億円)の内数)

・早期発見・早期対応体制の充実

新たに、市町村の児童家庭相談体制の強化を支援するため、都道府県による講習会の実施やアドバイザー派遣などを行う事業を実施するなど早期発見・早期対応の体制の充実を図る。

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)(20億円)の内数)

・児童福祉施設や里親における保護・支援体制の充実 751億円

児童養護施設等における施設の小規模ケア(小規模グループケア、地域小規模児童養護施設)や里親委託を推進するなど支援体制の充実を図る。

・児童養護施設等の子どもなどの就学、就労に向けた支援

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受けた女性が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を新たに実施する。

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)(20億円)の内数)

○ 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

21億円

配偶者からの暴力防止に関する相談、被害者の保護、自立支援等の一層の充実を図るため、婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化や、婦人相談所一時保護所における同伴児童に対するケア体制の充実等を図る。

(6) 母子家庭等自立支援対策の推進 1,647億円

○ 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 38億円

・自立のための就業支援等の推進

(母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金))

21億円

就労サービスや養育費の確保等の役割を担う母子家庭等就業・自立支援センターの取組を強化するとともに、母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

- ・在宅就業の支援（新規） 77百万円  
子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が良質な在宅就業を得るため、スキルアップや発注企業との契約上のトラブルの相談等の支援を実施する。

- ・「養育費相談・支援センター」の創設（新規） 1.5億円  
簡易・迅速な養育費の取り決め調整や家事調停制度等の活用のサポート、地方公共団体の養育費相談機関の業務支援等を行う「養育費相談・支援センター」を創設する。

- 自立を促進するための経済的支援 1,609億円  
母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

児童手当国庫負担金	2,367億円
-----------	---------

※ 「新しい少子化対策について」に基づく児童手当に係る経費の取扱いについては、今後の予算編成過程において検討する。



# 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）

## ○概算要求の内容

本年6月の「新しい少子化対策について」（少子化社会対策会議決定）を踏まえ、

- (1) 生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）
- (2) 病児・病後児保育事業（保育所自園型）
- (3) つどいの広場の早急な整備

について、重点的に取り組むこととし、そのための交付金の拡充を要求している。

※ 上記(1)及び(2)については、「新しい少子化対策について」に基づき、重点的に実施する必要があることから、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の特定事業（重点配分事業）として盛り込む。

### (1) 生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

### (2) 病児・病後児保育事業（保育所自園型）

子どもが急な発熱等の病気等となった場合、当該子どもが通う保育所において保育することが子どもにとっても保護者にとっても安心であり、また、需要も高まっていることから、これらのニーズに対応するため、すでに保育所に配置されている看護師や保育所の医務室などを活用し保育を実施する保育所自園型を創設し、従来の乳幼児健康支援一時預かり事業も整理した上で、病児・病後児保育事業として一本化し、病児・病後児保育の拡充を図る。

### (3) つどいの広場の早急な整備

平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」により、子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するため、平成21年度までに「つどいの広場」を1,600か所整備することを目標に掲げ、事業を推進しているところであるが、本年6月に決定された「新しい少子化対策について」に基づき、重点的な対応を図る必要があり、平成21年度までに「つどいの広場」と「地域子育て支援センター」を合わせて6,000か所を整備するという現行のプランの目標を改め、10,000か所を早急に整備することとし、平成19年度において現行の目標である6,000か所の早急な整備を図る。

# 生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)

(次世代育成支援対策交付金に計上)

## (主な事業内容)

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

### 1 事業の目的

生後間もない乳児のいる家庭をみると、母親は出産時の疲労に加えて新たな育児などにより、心身の変調を来しやすく、不安定な時期であるほか、核家族化とともに少子化が進む中で、両親ともに育児に関する知識・経験が乏しく、また、周囲からの支援を受けることが困難な状況となっている。

そこで、すべての乳児がいる家庭を訪問し、

- ①様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、
- ②母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけること

を通じて、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

### 2 事業の内容

(1)生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。(母子保健法に基づく新生児訪問を実施する際には、保健指導とともに下記の支援を実施。)

- ①育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ②母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

(2)訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3)訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、育児支援家庭訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

◎ 厚生労働省では、現在、全戸訪問ないしこれに準ずる取り組みを既に実施している各地の事例を収集しております。つきましては、こうした事業を実施されている市町村におかれては、お手数ですが、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室(担当:来生)までメール又はファックスにてお寄せください。(E-mail: kisugi-namiko@mhlw.go.jp FAX: 03-3595-2668)

生後4か月までの全戸訪問(子育てセーフティネットの構築)【実施主体:市区町村】

生後4か月までの全戸訪問

家庭訪問



育児本や市町村の出生祝品を持参

家庭訪問者

愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

育児支援家庭訪問事業

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

要保護児童対策地域協議会  
(虐待防止ネットワーク)

Population approach

High risk approach

# 現在既に全戸訪問を実施している例

	兵庫県神戸市	山梨県山梨市	北海道音更町	長野県須坂市	山口県防府市	愛知県豊田市 (おめでとう訪問・ 一部地域で開始)
人口規模	150万人	39,000人	43,000人	54,000人	12万人	40万人
出生数	12,000人	285人	460人	480人	1,000人	4,000人
目的	新生児訪問指導	妊婦訪問指導 新生児訪問指導	新生児訪問指導	新生児訪問指導 育児不安の軽減 家庭環境把握 情報提供	育児の 孤立化防止 子育ての情報提供	育児の 孤立化防止 子育ての情報提供
訪問 実施者	保健師・助産師	①、②助産師 ③保健師	保健師	保健師	母子保健推進員	母子保健推進員
実施方法 訪問回数等	概ね生後2か月 までに1回	①妊娠中 2回 ②産後28日目 までに2回 ③生後2か月に1回	産後1回	生後4か月までに 1回訪問	生後2か月の時に 1回訪問	生後1～3か月まで に1回 (当面は 第1子のみ)

## 病児・病後児保育事業の展開について

- 病児・病後児については、従来より、医療機関や保育所に専用の施設設備を設け、看護職員を配置する「乳幼児健康支援一時預かり事業」を実施し、病児・病後児に対する地域のセンター的機能を果たしてきたところ。

この事業については、引き続き、子ども・子育て応援プランに基づき、着実に実施箇所数を伸ばすこととしている。

- しかしながら、専用スペースを設置しての対応は、ある程度の人口規模がないと実施が難しく、専用スペースが遠方にしかない場合など身近な地域での病児・病後児保育の対応が求められているところである。

- このような要望に応えるため、看護師のいる保育所に代替職員を配置すること等により、自園でも体調不良児を預かる仕組みを設けることとするもの。

これにより、子どもが保育中に微熱をだした場合など体調不良時で、保護者がすぐには迎えに来ることができない場合にも、保育所において一定の対応が可能となり、利用者のメリットも大きいと考えられる。

### 1、医療機関型（医師の管理下にあり症状変化時にも対応）

- ・付設された専用スペース

### 2、保育所型（症状が軽く、悪化の可能性が低い場合）

- ・オープン型

（保育所等併設：専用スペースあり）

- ・自園型

○雇用看護師活用型（仮称）→ 医務室等の活用

○在宅看護師活用型（仮称）→ 保育所、児童宅、看護師宅

### 3、派遣型（症状が軽く、悪化の可能性が低い場合）

- ・看護師等を子どもの自宅へ派遣する方式

※ 上記1～3は、すべて病児・病後児に対応。

「1、医療機関型」→従来より病児・病後児に対応。

「2、保育所オープン型」→H18より対象を病児にも拡大。

「2、保育所自園型」→新規に創設（病児・病後児に対応）

「3、派遣型」→対象を病児にも拡大。

### ※ 看護師等研修

- ・市町村等による研修の実施

※都道府県単位の研修体制も可能

# 病児・病後児保育事業（保育所自園型）について

## 1. 目的

子どもが保育中に微熱をだすなど体調不良となったが、保護者が会社を早退できずすぐには迎えに来ることができない等の事由が生じた場合、当該子どもが通い慣れた保育所において、すでに保育所に配置されている看護師や保育所の医務室などを活用し緊急的な対応を図ることを可能とし、子どもにとっても保護者にとっても安心できる体制を確保するため、次の事業を実施する。

## 2. 内容

### （1）雇用看護師活用型（仮称）

看護師を配置（保育士として勤務）している保育所において、看護師が自園の体調不良児の保育に専念できるよう、代替保育士を加配する。

### （2）在宅看護師活用型（仮称）

看護師を配置していない保育所において、保育所が在宅の看護師を登録し、体調不良児が発生した場合、自園、看護師宅等において保育する。

### （3）看護師研修（仮称）

体調不良児の保育をより安全に実施するため、保育所で保育士としての業務を行っている看護師や、長年看護業務から離れていた在宅看護師等に対し、感染防止対策や緊急時対応等についての研修を実施する。

	乳幼児健康支援一時預かり事業	保育所自園型
事業内容	<u>地域における病児・病後児保育</u> を実施	<u>保育所における病児緊急対応</u> の拡充
対象	地域の児童（複数の保育所児など）	当該保育所通所児童
実施場所	医療機関、保育所等に付設された 専用スペース	保育所の医務室等の 既存スペース
配置職員	専任職員を配置 （看護師・保育士）	既に保育所に配置されている看護師 等を活用

# 地域における子育て支援拠点の整備について

## 地域の子育て支援拠点

### つどいの広場事業(17年度 488か所)

主に乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことによって、精神的な安心感をもたらし、問題解決の糸口となる機会を提供するため、拠点となる常設の場(週3日以上開設)を設け、子育て親子の交流やつどいの場の提供、子育て等に関する相談、情報提供、講習会等を実施する事業

### 地域子育て支援センター(17年度 3,655か所)

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、保育所等において保育士等の職員を配置して、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする事業

### 【子ども・子育て応援プラン】

地域における子育て支援の拠点の整備として、両者合わせて平成21年度 6,000か所の目標を設定(概ね10年後を展望した目指すべき社会の姿としては、中学校区(全国約1万)に1か所以上整備)

### 【市町村次世代育成支援行動計画】

21年度目標集計 つどいの広場1,862か所、地域子育て支援センター4,568か所 合計6,430か所

## 「新たな少子化対策について」を踏まえた19年度概算要求

平成21年度までに両者あわせて6,000か所を整備するという現行の目標を改め、10,000か所を早急に整備することとし、平成19年度において現行の目標である6,000か所の整備を目指す。

→ 地域子育て支援センター事業の増額(3,433か所→3,830か所)とともに、つどいの広場事業の増設のための次世代育成支援対策交付金の増額を要求中

21年度目標の前倒し実施や、目標外でも未整備地域(中学校区)への設置について検討いただきたい



# つどいの広場事業

(次世代育成支援対策交付金において交付)

## 1. 事業内容

- つどいの広場においては、次の4事業を実施。
- (1) 子育て親子の交流、集いの場を提供すること。
  - (2) 子育てアドバイザーが、子育て・悩み相談に応じること。
  - (3) 地域の子育て関連情報を、集まってきた親子に提供すること。
  - (4) 子育て及び子育て支援に関する講習を実施すること。

## 2. 実施方法

- (1) 実施場所は、主に公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、マンション・アパートの一室など
- (2) 事業の実施は、拠点となる常設の場所を設け、週3日、1日5時間以上開設することを原則とする。

## 3. 実施主体

市町村（特別区を含む。）  
(社会福祉法人、NPO法人等への委託可)

## 4. 実施か所数の推移（実績）

区分	14年度	15年度	16年度	17年度
か所数	28	76	154	488

## 5. 交付金のポイント（18年度）

### 基本分

開設日数に応じた1か所あたりのポイント

- |         |          |
|---------|----------|
| 週3、4日実施 | 17.0ポイント |
| 週5日実施   | 24.0ポイント |
| 週6、7日実施 | 31.0ポイント |

### 加算分

- ① 土日のいずれかを1日5時間以上開設した場合 2.0ポイント
- ② 地域子育て支援センターとつどいの広場の数を併せて全中学校区に1か所設置した場合 2.0ポイント
- ③ スタッフが資質向上を図るために研修会等への参加した場合 0.1ポイント

※19年度には変更の可能性あり。

## 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センター事業については、次のとおり増額要求するとともに、実施要件の緩和についても併せて要求しているところ。

(18年度予算)	→	(19年度要求)
5,737,454千円		6,374,293千円
3,433か所		3,830か所

### 【実施要件緩和について】

現行の地域子育て支援センター事業は、週5日以上の開所を要件として実施しているところであるが、児童の集団形成がされにくい地域もあることから、地域の実情に応じた柔軟な事業実施を可能とするため、週の開所日数が3日以上についても本事業の対象とする。

### ○要求内容

週の開所日数を以下のように緩和し、対応する補助単価を設定する。

(現行)	→	(要求)
週5日以上開所		小規模型施設については 週3日以上開所

	週5日以上開所	週3日以上開所
3事業以上実施	① 従来型 補助単価780万円	
2事業以上実施	② 小規模型 補助単価260万円	③ 週3日以上型(仮称) 補助単価130万円

※③の部分新たに設ける

### 【参考】平成17年度実績（交付決定ベース）

従来型指定施設	1,644か所
小規模型指定施設	1,523か所

# 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

## 1. 内容

子育ての負担感が大きいといわれる在宅子育て家庭等の一時的な保育需要に的確に対応するため、実施主体や職員配置等について弾力化を図ることにより、利便性の高い場所で利用しやすいサービスを提供する一時預かりのパイロット事業を実施し、実施主体の拡大による影響や職員配置の弾力化の影響等について検証を行う。

また、保育士資格のない者に対する研修を実施。

## 2. 目的

- (1) 実施主体拡大により必要な場所で必要な時間だけ利用できる体制整備を推進
- (2) 公共性を持たせるとともに、児童の安全かつ適切な処遇を確保
- (3) 安定的かつ効率的な運営を確保

## 3. 現行の一時保育事業とパイロット事業の比較

区分	現行	パイロット事業
実施主体	市町村又は保育所を経営する者	市町村又は市町村が適切と認められた者 ※ 実施主体の拡大
単価設定	日額単価	1時間単価 ※時間単価による補助の可否を検証
職員配置	保育所：保育士（1名以上） 保育所以外：保育士（2名以上）	2名以上（うち1名は保育士） ※ 職員配置の弾力化。

# 「放課後子どもプラン」平成19年度概算要求の概要

## 《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を要求。
- 両省の補助金は都道府県で一本化し、実施主体である市町村において、一体的あるいは連携しながら事業を実施。

## 「放課後子どもプラン」概算要求のポイント

※【】内が概算要求担当省

	放課後子ども教室推進事業(新規) 【文部科学省】	放課後児童健全育成事業 【厚生労働省】
趣旨	<p>▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。</p> <p>※平成16年度からの緊急3ヵ年計画「地域子ども教室推進事業」(委託事業)を廃止し、新たに「放課後子ども教室推進事業」(補助事業)を創設</p>	<p>▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定)</p> <p>▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。</p>
要求額	137.6億円 ※平成18年度委託事業費比[71.2億円増]	189.7億円(69.5億円増)
か所数	20,000か所 ※平成18年度委託事業数比[10,000か所増]	20,000か所(5,900か所増)
ソフト面	<p>○地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3ヵ年計画)の取組を踏まえた事業の推進 ・地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動等の取組を拡大</p> <p>○学習支援の充実 ・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る</p>	<p>○基準開設日数(250日)の設定 ・基準開設日数を281日から弾力化し、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置の実施</p> <p>○必要な開設日数の確保 ・補助対象日数を200日以上から250日以上とし、それ未満は、3年間の経過措置後、補助を廃止</p> <p>○適正な人数規模への移行促進 ・71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進</p>
ハード面	○小学校内に設置する際の備品購入費補助(100万円を限度)の創設	<p>○新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増</p> <p>○既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助(100万円を限度)の創設</p>

## 「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

- 両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を市町村及び都道府県に設置 【文部科学省】
- 事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを各小学校区レベルに配置 【文部科学省】
- 事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催 【文部科学省・厚生労働省】

# 「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

## 市町村での連携

○放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

### 放課後対策事業の「運営委員会」の設置【概算要求担当省：文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法等を共同で実施・検討 → **全市町村に設置**

### コーディネーターの配置【概算要求担当省：文部科学省】

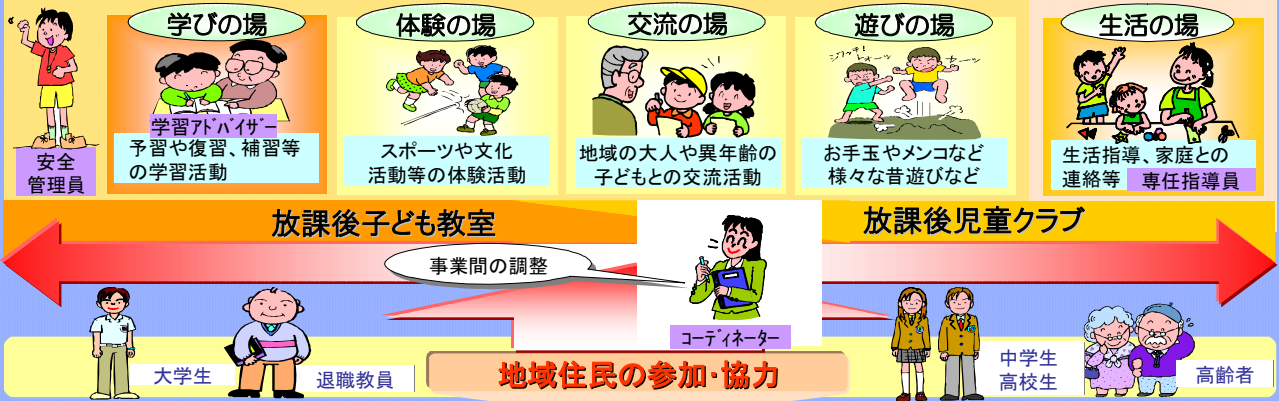
両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施 → **全小学校区に配置**

### 活動場所における連携促進

- ・余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
- ・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



市町村における取組をバックアップ

## 都道府県での連携

○実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

### 放課後対策事業の「推進委員会」の設置【概算要求担当省：文部科学省】

行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討 → **全都道府県・指定都市に設置**

### 放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【概算要求担当省：文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進 → **全都道府県・指定都市で開催**

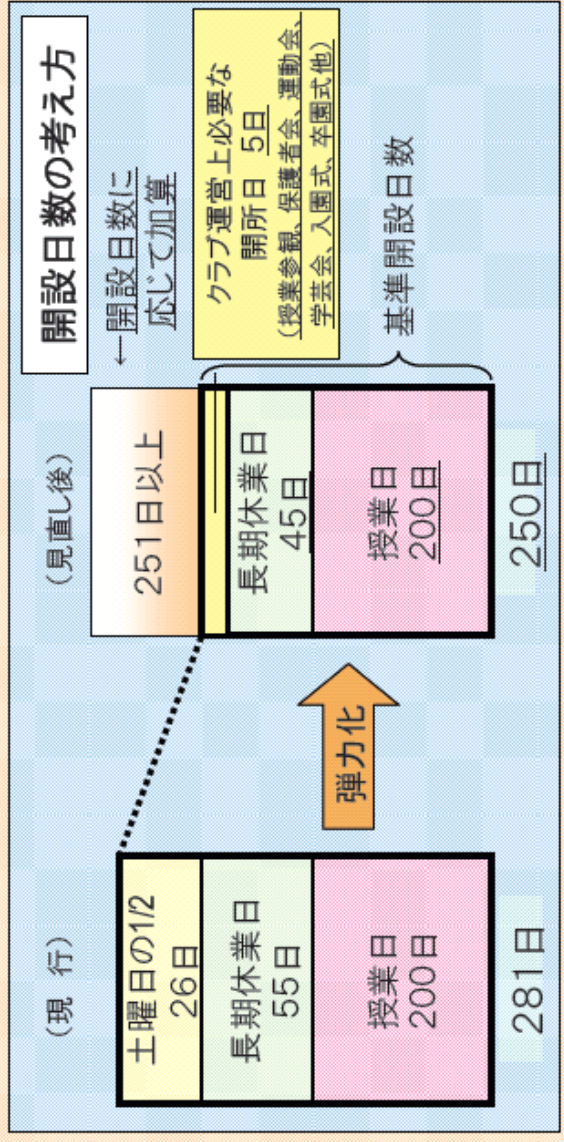
# 放課後児童クラブの補助単価等の見直しについて

## 1. 基準開設日数の設定

- 地域によっては保護者の就労等による土曜日開所の必要性が薄れてきている状況にあり、開所しない場合への補助要望等を踏まえ、基準開設日数を弾力化するとともに、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置を講じる。

**281日以上 → 250日以上**

※250日の基準単価を新たに設定し、それ以上は日数に応じて一定の単価を加算



## 2. 250日未満開所クラブへの補助の廃止 (補助対象の開設日数 200日以上→250日以上)

- 子どもの生活実態や保護者の就労形態に即した適切な運営確保の観点から、補助対象の開設日数を250日以上とし、それ未満開所のクラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止する。

## 3. 71人以上の大規模クラブへの補助の廃止

- 「放課後子どもプラン」に基づき、19年度以降余裕教室等の活用が見込まれることや、子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、適正な人数規模への移行を図るため、71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、規模の適正化(分割等)の促進を図る。

→分割後の70人以下のクラブについては補助を継続

# 参 考 资 料

# 平成19年度「放課後子どもプラン」関係概算要求の概要

## ○ 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の創設

18,968百万円

各市町村において教育委員会と福祉部局が連携を図り、「放課後児童クラブ」と文部科学省が実施するすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、両省連携のもと、学校の余裕教室等を活用して、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る。

→ 参考資料 参照

### 1. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の必要な全小学校区への設置促進

18,763百万円

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や適切な運営の確保等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

#### (1) 放課後児童クラブ運営費（ソフト事業） 16,180百万円

① か所数の増 14,100か所 → 20,000か所

② 補助単価等の見直し

##### ○ 基準開設日数の設定（281日以上→250日以上）

- ・ 地域によっては保護者の就労等による土曜日開所の必要性が薄れてきている状況から、開所しない場合にも標準的な補助とするよう要望が出されていること等を踏まえ、授業日、長期休業日（土曜、日曜及び祝日を除く）及びクラブ運営上必要な開所日を合わせた日数（＝250日）を基準開設日数とし、弾力化を図るとともに、250日を超えて開所するクラブについては、日数に応じ加算措置を講じる。

##### ○ 必要な開設日数の確保

- ・ 子どもの生活実態や保護者の就労形態に即した適切な運営確保の観点から、補助対象の開所日数を250日以上とすることにした。このため、特例措置として認めていた200日以上250日未満開所のクラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止する。

##### ○ 適正な人数規模への移行促進

- ・ 「放課後子どもプラン」に基づき、19年度以降余裕教室等の活用が見込まれることや、子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、適正な人数規模への移行を図るため、71人以上の大規模クラブについては、3年間の



経過措置後、補助を廃止し、規模の適正化（分割等）の促進を図る。

(2) 放課後児童クラブ創設費等（ハード事業） 2, 583百万円

① 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】

- ・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増を図る。

② 改修費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業〔保育環境改善等事業を名称変更〕】

- ・ 既存施設（学校の余裕教室、商店街の空き店舗等）を改修して、放課後児童クラブ室を設置する際の改修か所数の増を図る。

③ 設備費（備品の購入等）補助の創設【放課後子ども環境整備等事業】

- ・ 既存施設（児童館、商店街の空き店舗等）において、新たに放課後児童クラブを実施する際の冷暖房器具の設置や冷蔵庫及び調理器具等を購入する場合にも補助対象（1か所当たり1, 000千円を限度）とする。

2. 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進 205百万円

(1) 放課後子どもプラン指導員(者)研修の開催【両省で要求】

- ・ これまで事業毎に実施していた指導員(者)研修を、各都道府県等において合同で開催する。

(2) 放課後子どもプラン運営（推進）委員会の設置促進【文部科学省で要求】

- ・ 学校関係者や福祉関係者、地域住民等が参画し、両事業の効率的な運営方法や活動内容等を協議する委員会を市町村及び都道府県に設置する。

(3) 両事業の円滑な実施や活動を促すためのコーディネーターの配置【文部科学省で要求】

- ・ 両事業の一体的な実施に伴う調整や、活動プログラムの企画立案及び実施方法の検討等を行うコーディネーターを各小学校区に配置する。

平成18年5月9日(火)  
記者発表資料

## 文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携 －「放課後子どもプラン」(仮称)の創設－

### 事業連携の基本的な方向性

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局との連携の下に、「地域子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」(仮称)を創設する。
- 教育委員会が主導することにより、学校が従来より積極的に関わることが期待される。
- 各市町村では、校長又は教頭がメンバーとして参画する同プランの事業運営組織を設ける。
- 同プランはできる限り、小学校内で実施することとする。  
当面、児童館や公民館等、小学校以外で実施する場合も認めるが、将来的には小学校内での実施に努めることとする。
- 同プランは、福祉部局職員、教職を目指す大学生、退職教員、地域のボランティア等を活用することとする。また、これらの者と学校の教職員間での情報交換等、十分な連携に配慮するものとする。

### 今後の進め方

- 具体的な連携方策、予算措置、推進体制等については、平成19年度概算要求時までに関省間において検討する。

17文科生第595号  
雇児発第0210002号  
平成18年2月10日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市市長 殿  
各指定都市教育委員会教育長  
各中核市市長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び  
両事業の推進に当たっての学校との連携について

近年の急激な少子化や核家族化の進行に伴い、放課後等における児童・生徒の安全な活動の場や多様な活動の実施が強く求められているところです。

このような中、文部科学省においては、地域住民の協力の下、希望する子どもたちに様々な体験活動や交流活動を提供する「地域子ども教室推進事業」（以下「地域子ども教室」という。）を、厚生労働省においては、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業」（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施しているところです。

貴職におかれましては、地域で健やかな子どもを育む環境充実の観点から、これらの事業の円滑な実施のため、下記の点について管内・域内の市町村、市町村教育委員会に対して周知を図るとともに、より一層のご配慮をお願いいたします。

## 記

### 1 地域子ども教室と放課後児童クラブの連携について

これらの事業を実施する場合において、事業関係者は、様々な体験活動を充実するため、例えば、このような活動を担う人材の確保や、両事業の活動の実施について共同で検討するなど、効果的、効率的な運用に努めること。

## 2 余裕教室をはじめとする学校諸施設の活用について

地域子ども教室や放課後児童クラブの実施に当たっては、これらの事業が各地域において円滑に実施されるよう、余裕教室をはじめとする学校諸施設の積極的な活用に努めること。

特に、参加する児童・生徒がおおむね当該学校の児童・生徒であることも勘案し、怪我等が発生した場合の保健室や雨天時の体育館等の使用等、学校の諸施設の弾力的な使用に努めること。

## 3 学校との連携・協力について

地域子ども教室や放課後児童クラブの実施に当たっては、事業に参加する子どもの様子や行動などについて、例えば、これらの事業関係者と学校の教職員間で情報交換するなど、子どもの様子の変化や健康状態等を相互に把握し合い、早期に対応するよう連携・協力を努めること。

また、特に、子どもの安全確保を図るため、例えば、学校の時間割について情報交換を行うとともに、学校行事や特別な事情により下校時刻の変更が生じた場合は、その旨情報交換を行うなどにより、子どもたちの下校時刻を把握するなど、学校との連携・協力を努めること。

# 放課後児童クラブについて

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る  
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の2第2項))

## 【現状】(平成18年5月現在)

○クラブ数 15,857か所(全国の小学校区約23,000校のおよそ2/3程度)

「子ども・子育て応援プラン」の21年度目標 17,500か所(全国の小学校区の約4分の3)

○登録児童数 704,982人(全国の小学校1~3年生約359万人の2割弱程度)

## 【事業に対する国の助成】

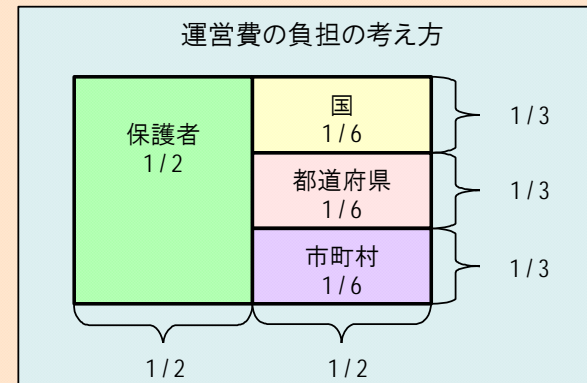
児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村に対して助成

### ○運営費

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則年間281日以上開設するクラブに補助。
- ・児童数36~70人の場合、基準額264.0万円(国、都道府県、市町村が3分の1ずつ負担)
- ・国の18年度予算額 111.8億円

### ○整備費

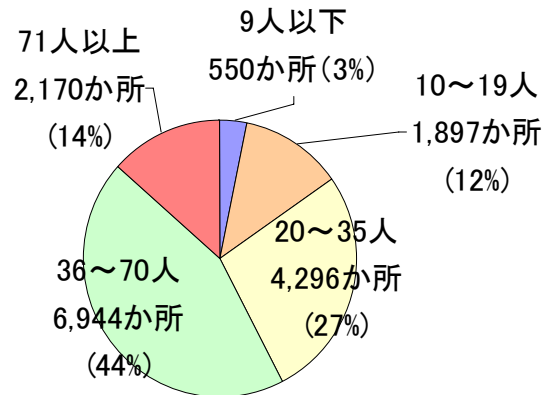
- ・新たに施設を創設する場合(18年度基準単価:1,270万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(単価:700万円)も助成(国、都道府県、市町村が3分の1ずつ負担)。
- ・国の18年度予算額 31.3億円(児童厚生施設等施設整備費等の内数)



# 放課後児童クラブの現状

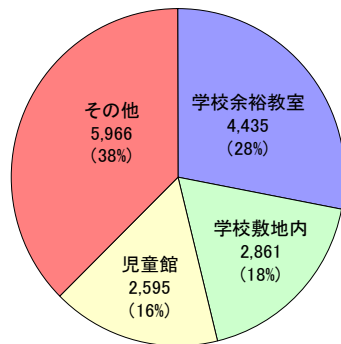
## ○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、36人～70人までのクラブが全体の約44%を占める。



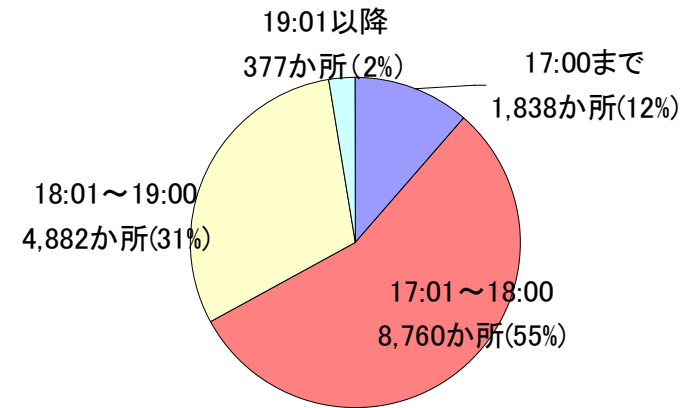
## ○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約18%、児童館が約16%であり、これらで全体の約6割を占める。



## ○終了時刻の状況

18時までが全体の約67%、19時までが約31%を占める。



## ○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。

